

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第11号

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熱海市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年熱海市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。